

[事案 2023-163] 新契約無効等請求

・令和 6 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に代理店を通じて契約した終身保険について、令和 5 年 6 月に解約請求手続きをしたところ、本契約の無効を申し出た令和 4 年 12 月に遡及して解約処理された。しかし、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。また、配当金を支払ってほしい。

- (1) 加入時に、満期時に 500 万円を受け取れる保険と希望を伝えていたが、実際には終身で死亡時に 500 万円を受け取る契約になっていた。
- (2) 申込書に署名・押印はしておらず、重要事項等の説明を受けることもなかった。告知書と口座払込利用申込書には署名等をし、重要書類は後日郵送されてきた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を用いて契約内容を説明しており、本契約が終身保険であることは明らかである。また、満期時に 500 万円が支払われる旨の記載がある資料はない。
- (2) 配当金は既に支払済みである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。